

# 屋内消火栓設備の代替設備（パッケージ型消火設備）設置基準

平成16年5月31日・消防庁予防課長通知（消防予第94号）

消防用設備等の種類 防火対象物の別	スーパークライス I 型				II 型（参考）			
	耐火建築物 (6階、3000㎡以下)		耐火建築物以外 (3階、2000㎡以下)		耐火建築物 (4階、1500㎡以下)		耐火建築物以外 (2階、1000㎡以下)	
	延べ面積㎡	4階以上 床面積㎡	簡易耐火 延べ面積㎡	木造、他 延べ面積㎡	延べ面積㎡	4階部分 床面積㎡	簡易耐火 延べ面積㎡	木造、他 延べ面積㎡
1 イ 劇場、映画館 □ 公会堂、集会場	1500~3000	300~3000	1000~2000	500~2000	1500	300~1500	1000	500~1000
2 イ キャバレー、ナイトクラブ等 □ 遊技場、ダンスホール ハ 性風俗営業店舗等 ニ カラオケボックス等								
3 イ 待合、料理店等 □ 飲食店	2100~3000	450~3000	1400~2000	700~2000		450~1500		700~1000
4 百貨店、マーケット、展示場								
5 イ 旅館、ホテル、宿泊所 □ 寄宿舎、下宿、共同住宅								
6 イ 病院、診療所、助産所 □ 認知症高齢者グループホーム、 老人短期入居施設、特別養護老人ホーム等 ハ 老人デイサービスセンター、 小規模多機能型居宅介護施設等 ニ 幼稚園又は特別支援学校	1000~3000	450~3000	1000~2000	700~2000	1000~1500	450~1500	1000	700~1000
7 小中学校、高校、大学等								
8 図書館、博物館、美術館	2100~3000	450~3000	1400~2000	700~2000		450~1500		700~1000
9 イ 蒸気浴場、熱気浴場等 □ 上記以外の公衆浴場								
10 停車場、船舶航空機発着場								
11 神社、寺院、教会等	3000	600~3000	2000	1000~2000		600~1500		1000
12 イ 工場、作業場 □ 映画スタジオ、テレビスタジオ	2100~3000	450~3000	1400~2000	700~2000		450~1500		700~1000
13 イ 自動車車庫、駐車場 □ 飛行機、回転翼航空機の格納庫								
14 倉庫								
15 前各号に該当しない事業所	3000	600~3000	2000	1000~2000		600~1500		1000
16 イ 複合用途防火対象物 □ 上記以外の複合用途防火対象物	1~12項まで若しくは15項の用途に供される部分は1~12及び15項を適用							
16の2 地下街								
16の3 準地下街								

- 備考1. 地階、無窓階又は火災の時、煙が著しく充満する恐れのある場所以外に設けること。  
 2. I型については、防火対象物の階ごとに、その階の各部分からひとつのホース接続口までの水平距離が20m以下に設ける事。又防護する部分の面積は概ね850㎡以下とする事。  
 3. II型については、防火対象物の階ごとに、その階の各部分からひとつのホース接続口までの水平距離が15m以下に設ける事。又防護する部分の面積は概ね500㎡以下とする事。  
 4. パッケージ型自動消火設備を設置する部分の補助散水の代替設備として設置が可能である事。  
 5. 工事は第1類から3類の設備士、点検は第1類から3類と第1種点検資格者

優秀な消防設備士の当社特約店



インターネットホームページ・アドレス <http://www.maruyamaexcel.co.jp>

本 社 / ☎101-0047 東京都千代田区神田3-4-15  
 お客様相談窓口(丸山サポートセンター) 無料電話 0120-898-114  
 メンテナンス課 / ☎101-0047 東京都千代田区神田3-4-15 ☎03-3253-2287 FAX03-3252-2371  
 東日本営業所  
 東北グループ / ☎981-1106 宮城県仙台市太白区初生2-23-1 ☎022-748-4515 FAX0475-52-5999  
 東京グループ / ☎283-0044 千葉県東金市小沼田1624-1 ☎0475-52-8755 FAX0475-52-5999  
 千葉グループ / ☎283-0044 千葉県東金市小沼田1624-1 ☎0475-52-8755 FAX0475-52-5999  
 名古屋グループ / ☎481-0038 愛知県北名古屋市徳重御前8 ☎0568-23-6226 FAX0568-23-7900  
 西日本営業所  
 大阪グループ / ☎567-0846 大阪府茨木市玉島1-20-12 ☎072-634-3749 FAX0942-27-5982  
 九州グループ / ☎830-0003 福岡県久留米市東藤原町862-1 ☎0942-27-5447 FAX0942-27-5982

# スーパークライス パッケージ型消火設備



【KNA-85EY】

Dependable Fire Extinguisher Since 1895





消防法への性能規定の導入による告示化でパッケージ型消火設備が  
屋内消火栓設備と同等以上の防火安全性能を有することが認められました。

《平成16年5月31日付け 総務省令第92号及び消防庁告示第12号》

### ■屋内消火栓設備に代えて

消防法施行令第29条の第1項の規定により、屋内消火栓設備に代えて用いることができる設備として同等以上の防火安全性能を有することが認められました。

### ■補助散水栓設備に代えて

スプリンクラー設備に代えて設置が認められたパッケージ型自動消火設備を設置する防火対象物のうち、消防法施行規則第13条第3項に掲げる部分については、補助散水栓設備に代えて設置が認められました。

### ■建物は新築、既設を問いません

新築、増改築、既設すべてにOK、また屋内消火栓設備の設置が困難であるか否かに関係なく設置が認められました。

# 設備の低コスト化が実現します。

設備機器・取付工事・設計業務・メンテナンスの費用が軽減!!

## 特長

### ①屋内消火栓設備に比べて、設備費用が低減できます。

パッケージ型消火設備は、消火薬剤貯蔵容器、起動装置、加圧用ガス容器、ホース等がコンパクトな箱にすべて収納(パッケージ)されている消火設備ですので、屋内消火栓設備に必要な水槽などの水源、ポンプ、配管類、動力電源、非常電源等の設備が一切必要ありません。従って、設備機械類に係る費用が低減されます。

### ②取付工事が簡単で、工事費用も大幅に低減できます。

屋内消火栓設備では水源、ポンプ、配管類、動力電源、非常電源等の取り付け及び電気工事等が必要であるのにくらべ、パッケージ型消火設備は、コンパクトに設計された箱の添え付け工事と表示灯の電源を確保するだけの工事ですむので、工事費用も大幅に低減できます。

### ③設計及び工事管理がきわめて簡単です。

コンパクト設計のパッケージ型消火設備は、設計業務が軽減されるとともに、工事が簡単な分、工事管理に係る業務も大幅に軽減できます。

### ④操作方法が簡単ですので、一人で操作できます。

### ⑤維持管理が容易なので、メンテナンス費用も軽減されます。

パッケージ型消火設備は、箱にすべてが収納されているため、メンテナンスが容易です。様々な設備機器、配管等が必要な屋内消火栓設備に比べメンテナンス費用も軽減されます。

# スーパークライス・I型

## ■仕様

品名	パッケージ型消火設備I型			
	露出		埋込	
	標準型	総合盤取付型	標準型	総合盤取付型
	KNA-85EY	KNA-85EY-FA	KNA-85-EY-U ※受注生産	KNA-85-EY-UFA ※受注生産
本体標準価格 (税込10%)	748,000円	759,000円	759,000円	770,000円
認定型式記号	KNA-85EY			
認定番号	PG-048号			
消火薬剤種別	第三種浸潤剤等入り水			
消火薬剤鑑定型式番号	品評剤第19~2号			
全装備質量	約200 kg		約210 kg	
薬剤量	81L(約98.1kg)			
使用温度範囲	-10℃~+40℃			
性能	放射時間	約180秒		
	放射距離	13~15m		
	放射量	25.0L/min		
格納箱	外観寸法(mm)	750(幅)×1400(高)×230(奥行)		750(幅)×1400(高)×230(奥行)
	材質	SECC		
	塗色	日塗工 A22-90B(ベージュ)		
消火剤容器	内容積	85.5L(28.5L×3)		
	材質	SS400		
加圧用ガス容器	ガスの種類	窒素		
	容量	3.4L		
	最高充填圧力	14.7MPa(35℃)		
ホース	寸法	φ21.0mm(外径)×φ12.7mm(内径)×25m		
	材質	(外面)ポリエステル繊維編み込み / (内面)塩化ビニル		
	格納方式	ホース架		
ノズル	口径 5.0mm 蝶ハンドル(ロック)開閉式			

●総合盤取付型 総合盤は付いていません。●本価格には消費税・リサイクルシール代金を含んでおりません。



## ＜屋内消火栓設備代替・パッケージ型消火設備が設置できる防火対象物＞

屋内消火栓設備の代替として設置できる防火対象物は、令第11条第1項第1号から第3号までと第6号の防火対象物。または、その部分のうち次のものが該当します。

- 令別表第1(1)項~(12)項、(15)項
- (16)項の令別表第1(1)項~(12)項、(15)項の用途に供される部分。

### パッケージ型消火設備【I型】を設置することができる防火対象物

- 耐火建築物の場合は、地階を除く階数が6以下で延べ面積3,000㎡以下のもの。
- 耐火建築物以外の場合は、地階を除く階数が3以下で延べ面積2,000㎡以下のもの。



### 設置基準

- 水平距離:20m以下
- 防護面積:850㎡以下

### ＜参考＞

#### パッケージ型消火設備【II型】を設置することができる防火対象物

- 耐火建築物の場合は、地階を除く階数が4以下で延べ面積1,500㎡以下のもの。
- 耐火建築物以外の場合は、地階を除く階数が2以下で延べ面積1,000㎡以下のもの。



### 設置基準

- 水平距離:15m以下
- 防護面積:500㎡以下

